

# 北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第788号 平成26年8月18日

## 眼力も覚悟も足りない

8月4日、厚生労働省は、全国の児童相談所が2013年度（平成25年度）に対応した児童虐待の件数が7万3765件（対前年度10.6%増）と過去最多を更新したと発表しました。

また、道内においても、対前年度22%と大幅増の2089件に及んでいます。

平成12年5月に「児童虐待等の防止に関する法律」が出来て14年余りたちますが、その効果が感じられないどころか、むしろ児童虐待が異常な勢いで増えている事に暗澹たる思いです。

先日（7月30日）、東京都西東京市の中学2年の生徒（14歳）が虐待を受けた後に自殺した事件もまた、逮捕された父親の余りの非人間的ふるまいに、怒りで体が震える感じです。

なさぬ仲とはいえ、父親から日常的に暴力を振るわれ、最後には「24時間以内に死んでくれ」といわれた時、その子の逃げ場のない絶望感は如何ばかりだったでしょうか。私には、想像に余るものが有ります。

今回の西東京市の事件を見ていて私が強く感じる事は、何故生徒の自殺という最悪の事態を招いてしまったのか、というより、彼を取り巻く大人達は何故少年の命を救おうとしなかったのかという事です。

本来、少年の最も近くにいて、彼を救うべき母親の姿が全く見えて来ません。閉鎖された家族の中でどの様な事が起こっていたのか分かりませんが、夫の絶対的な力の前になすすべがなかったのかも知れません。母親を責めるのは簡単ですが、それだけでは問題は解決しません。何より、少年の死で打ちのめされ、悔いているのは母親ではないかと、私は思っています（というより、思いたいといった方が良くかも知れませんが）。

今回の事件では、学校側の対応が問題となっています。私も、学校側がもう少ししっかりしていれば、明らかに少年を救う事が出来たはずだと思いますし、それだけ学校の罪は深いと思います。

学校は、去年の10月から11月ごろ、生徒の右目付近にあざがあるのを担任が見つけています。その理由を聞くと、生徒が「継父から暴力を受けた」と話したといい、その際学校では、母親に医者に連れて行くよう伝え、母親が了解したため、様子を見ようと判断したとしています（8月2日付朝日新聞から）。

「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること」を虐待とし、虐待を発見した者は、速やかに児童相談所等に通告しなければならない事としている「児童虐待の防止等に関する法律」の趣旨を踏まえれば、学校の対応の温さには驚くばかりです。

父親から身体にあざが残る程の暴力を受けたという事であれば、まず虐待と結びつけて対応しなければなりません。単に、病院に連れていけば良いというものではないはず。仮に、もう少し様子を見るという判断をするのであれば、それは、虐待を疑いしっかりと状況把握するという事でなければなりません。母親が了解したから、後は母親に任せるというのでは、言い訳にもなりません。何故なら、母親も夫からDV被害を受けて、まともな対応が出来ない可能性があるからです。

担任は今年の4月にも生徒の顔にあざを見つけていますが、それにもかかわらず、生徒が「父親に殴られたが、いつもじゃないので大丈夫」と答えたため、児童相談所にも市の教育委員会にも通報していません。これでは、学校は本気で生徒を守ろうとしていなかったといわれても、致し方ないでしょう。

学校では、父親から話を聞いた際「子どもを強くしたい」等と説明を受け、特段の対応は取らなかったといえます。この点に関して校長は「子どもを育てる熱意が強いと担任は感じた。学校側の判断が甘かった」と振り返っているようですが（8月2日付朝日新聞から）、甘いという事で済む問題ではありません。

親から虐待を受けている子に、虐待を受けているのではないかと聞いても、素直に虐待を受けていると答える子は殆どいないと思います。どのような親であっても、子は哀しい程に親を守ろうとするものです。その事に思い至らない教師には、虐待を見抜く眼力も、子どもの心の底のシグナルを感じとる感性もあるとは思えません。

厳しいいい方をすれば、学校は「親とのトラブルを避けて、生徒の命を疎かにしたのではないか」と私には感じられます。少なくとも、親と対峙してでも子どもの命を守るという強い覚悟が、学校側から感じられないのは非常に残念です。

生徒がどんな思いで死地に足を踏み入れようとしたのか、考えれば考える程、胸塞がる思いです。

【参考】児童虐待の防止等に関する法律（抄）

（平成12年5月24日法律第82号）

（目的）

第1条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とす

る。

(児童虐待の定義)

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(児童虐待の早期発見等)

第5条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法第25条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

(塾頭：吉田 洋一)